



石労発 0908 第 1 号
令和 7 年 9 月 8 日

労使団体の長 殿

石川労働局長

石川県最低賃金の改正金額の周知広報について（依頼）

時下、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より労働行政の円滑な推進につきまして、格段の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、石川県最低賃金を**時間額 1,054 円**（令和 7 年 10 月 8 日発効）に改正いたします。

つきましては、賃金の最低額を保障するという最低賃金制度の趣旨を何卒御理解の上、貴会で発行されている広報誌、ホームページに掲載いただくほか、後日送付させていただきます改正金額の周知用ポスター、リーフレットの掲示又は窓口への配架など、会員の皆様に対する改正後の石川県最低賃金の周知について、特段の御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

また、県内の中小企業・小規模事業者が、石川県最低賃金の引上げに円滑に対応できるよう、

- ・ 業務改善助成金、キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）に加え各種助成金の賃上げ加算制度等の拡充などを盛り込んだ「賃上げ」支援助成金パッケージ」
- ・ 賃金引上げに伴う就業調整（いわゆる「年収の壁」）への対策の取組を支援する「年収の壁・支援強化パッケージ」、キャリアアップ助成金（短時間労働者労働時間延長支援コースの新設）

の周知・利用勧奨につきましても、特段の御協力を賜りますよう、併せてお願い申し上げます。

【問い合わせ先】

（最低賃金の周知全般に関すること）

石川労働局労働基準部賃金室 076-265-4425

（支援策のうちキャリアアップ助成金に関すること）

石川労働局職業安定部職業対策課 076-265-4428

（支援策のうちキャリアアップ助成金以外に関すること）

石川労働局雇用環境・均等室 076-265-4429